

平成24年9月11日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	丹野敏幸	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	大泉辰也	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号 第3回定例会決算特別委員会
平成24年9月11日(火曜日) 予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 2 認第 2号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 3号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定
について
" 8 認第 8号 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の
認定について
" 9 認第 9号 平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 10 認第10号 平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時05分

- 荒木春吉委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 荒木春吉委員長 日程第1、認第1号から日程第10、認第10号までの10案件を一括議題といたしま
す。

議 案 説 明

○荒木春吉委員長 日程第11、議案説明であります。

当局より議案の説明を求めます。

初めに、一般会計から病院事業会計までについて。横山会計管理者。

〔横山一郎会計管理者 登壇〕

○横山一郎会計管理者 平成23年度寒河江市一般会計及び各特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要につきましては、さきの本会議におきまして市長から説明申し上げておりますので、私からは各会計の事項別明細書により款及び項ごとに内容を絞って御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で申し上げますことと、説明箇所は何ページというページの読み上げは最小限にとどめさせていただきますことを御了承願います。

それでは、初めに、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。66ページをお開き願います。

歳入、第1款市税の収入済額は50億1,146万9,000円で、依然として個人市民税は厳しい状況にあるものの、たばこ税などの増により、市税総額では前年度より1,121万8,000円の増となりました。

第2款地方譲与税は1億4,823万5,000円で、前年度より353万8,000円減少しております。

第3款利子割交付金は1,143万7,000円で、前年度より263万6,000円減少しております。

第4款配当割交付金は483万7,000円で、前年度より45万4,000円減少しております。

第5款株式等譲渡所得割交付金は155万2,000円で、前年度より4万3,000円減少しております。

第6款地方消費税交付金は3億9,795万5,000円で、前年度より204万5,000円減少しております。

第7款自動車所得税交付金は3,145万9,000円で、前年度より330万4,000円減少しております。

第8款地方特例交付金は5,649万7,000円で、前年度より1,071万1,000円減少しております。これは児童手当及び子ども手当特例交付金が大幅に減ったことが主な要因であります。

第9款地方交付税は46億8,498万8,000円で、前年度より7,522万2,000円減少しております。これは基準財政収入額がふえたことが主な要因であります。

第10款交通安全対策特別交付金は898万1,000円で、前年度より32万6,000円減少しております。

第11款分担金及び負担金は2億6,046万円で、前年度より7,268万5,000円増加しております。これは新たに中学校給食費負担金が増加したことが主な要因であります。

第12款使用料及び手数料は8,478万8,000円で、前年度より71万8,000円減少しております。

第13款国庫支出金は16億1,910万4,000円で、前年度より7,827万3,000円増加しております。これは社会資本整備総合交付金の大幅な増や、新たに保育所運営費負担金が増加したことなどが主な要因であります。

92ページ、第14款県支出金は10億438万2,000円で、前年度より5,336万1,000円増加しております。これは新たに保育所運営費負担金が増加したことと、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費補助金や、住宅リフォーム総合支援事業費補助金などがふえたことが主な要因であります。

104ページ。第15款財産収入は4,744万8,000円で、前年度より1,324万6,000円減少しております。

これは土地売り払い収入が大幅に減少したことが主な要因であります。

第16款寄附金は1,007万8,000円で、前年度より684万7,000円減少しております。これは平成22年度における東日本大震災の義援金が特に多かったため、それとの比較により減少となったものであります。

第17款繰入金は2億7,397万7,000円で、前年度より9,102万4,000円増加しております。これは財政調整基金繰入金などがふえたことが主な要因であります。

第18款繰越金4億903万4,000円で、前年度より1億2,791万2,000円増加しております。

第19款諸収入は7億8,010万8,000円で、前年度より3,083万2,000円減少しております。

第20款市債は11億8,480万円で、前年度より3億5,730万円減少しております。これは臨時財政対策債や県営土地改良事業債、社会資本整備総合交付金事業債及び地域情報通信基盤整備事業債の減によるものが主な要因であります。

以上、歳入合計は160億3,158万9,000円となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。122ページをお開き願います。

第1款議会費の支出済額2億1,817万8,000円は、議会運営に要した経費であります。

第2款総務費14億7,977万6,000円の主な支出内容は、庁舎の維持管理などの総務管理事業費や公共施設耐震化事業費、地域活性化推進事業費、寒河江の旬情報発信事業費、企業立地推進事業費、さらには住民情報、電算処理事業費などであります。

次に、154ページ。第3款民生費42億5,506万円の主な支出内容を申し上げます。

第1項社会福祉費20億9,161万8,000円の内訳は、国民健康保険特別会計繰出金や老人福祉施設整備補助事業費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療対策事業費、重度心身障がい児・者医療給付事業費、障害福祉サービス事業費などあります。

166ページ。第2項児童福祉費19億7,180万2,000円の内訳は、放課後児童対策事業費や子育て支援医療給付事業費、子ども手当及び児童扶養手当支給事業費、保育所運営事業費などあります。

174ページ、第3項生活保護費1億7,026万5,000円は生活保護世帯に対する扶助費などあります。第4項災害救助費2,137万4,000円は、東日本大震災における災害救助経費であります。

第4款衛生費16億2,962万9,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項保健衛生費3億3,588万5,000円の内訳は、妊婦健康診査事業費や各種予防接種事業費、がん検診などの健康診査事業費などあります。

186ページ。第2項清掃費7億1,374万4,000円はごみ処理対策事業に要した経費や寒河江地区クリーンセンター分担金などあります。第3項病院費5億8,000万円は市立病院事業会計に対する負担金と補助金であります。

第5款労働費4,850万1,000円は市勤労者生活安定資金預託金や勤労者信用保証対策貸付金など勤労者の生活安定のための融資制度への原資預託金のほか、雇用対策事業費などあります。

第6款農林水産業費3億2,117万円の支出の主なものを申し上げます。

第1項農業費3億1,051万円は中山間地域等直接支払い推進事業費を初め、果樹園芸作物等生産振興対策事業費、農産物ブランド化推進事業費、県営土地改良事業5地区に係る市負担金などあります。

200ページ、第2項林業費1,043万9,000円は、林業振興事業費及び荒廃森林整備事業費などであ

ります。

第7款商工費9億3,422万5,000円は商工業の振興としては商工業資金融資円滑化事業費や中小企業人材育成事業費、新商品開発支援補助事業費、中心市街地活性化維持管理事業費などであり、また観光振興としてはさくらんぼ祭りや寒河江まつりなどの祭り振興事業費及び観光キャンペーンなどの観光物産振興事業費、全国さくらんぼの種吹きとばし大会などの観光開発事業費などでありま

次に、210ページ、第8款土木費20億714万6,000円の支出の主な内容を申しあげます。

第1項土木管理費3,398万4,000円は県単独道路改良事業などに係る市負担金などでありま

第2項道路橋梁費3億6,888万9,000円は道路の維持及び舗装整備事業費や側溝整備事業費、除雪事業費、市道の改良整備事業費などでありま

218ページ、第3項河川費2,022万4,000円は、箕輪下山地区地すべり観測委託料などの河川総務管理事業費や用悪水路整備事業費などでありま

第4項都市計画費15億778万4,000円は、木の下地区整備事業費や社会資本整備総合交付金事業費、最上川寒河江緑地整備事業費、指定管理による公園管理事業費、公共下水道事業特別会計繰出金、都市計画道路下釜山岸線整備事業費、花咲かフェアinさがえ推進事業費及び花の里観光開発事業費などでありま

226ページ、第5項住宅費7,626万5,000円は住宅管理事業費や地域住宅総合交付金事業費及び住宅建築推進事業費などでありま

第9款消防費の支出済額5億1,465万9,000円は西村山広域行政事務組合に対する消防費分担金を初め、消防団活動推進事業費及び耐震型貯水槽の設置や緊急用積載車購入などの消防施設整備事業費などでありま

次に、234ページ、第10款教育費の支出済額16億6,037万4,000円の支出の主な内容を申しあげま

第1項教育総務費1億7,668万5,000円は学習補助員配置事業や命と心を育む学校づくり支援事業費、スクールバス運行事業費及び学力診断事業費などでありま

242ページ。第2項小学校費6億1,694万7,000円は耐震化工事などの小学校管理事業費や学校保健事業費、学校給食事業費及び情報教育推進事業費などでありま

246ページ。第3項中学校費4億5,922万5,000円は耐震化工事などの中学校管理事業費や学校給食事業費、教育振興事業費及び情報教育推進事業費などでありま

第4項社会教育費3億2,099万6,000円は文化センターと地区公民館の公共耐震化事業費や市民文化会館の自主事業などの芸術文化振興事業費、さらには図書館管理運営事業費や図書館充実事業費及び慈恩寺国史跡指定に向けた総合調査事業費などでありま

264ページ。第5項保健体育費8,652万2,000円は市民体育館などの社会体育施設の管理運営事業費及び整備事業費、さらに市民体育館の耐震化事業費及びスポーツ振興のための各事業に要した経費などでありま

第11款災害復旧費1,110万7,000円は留場潤え野農道災害復旧工事費や市道臥龍橋線道路災害復旧に係る工事費などでありま

第12款公債費22億7,213万2,000円は市債の元利償還金などでありま

第13款予備費充用は延べ18件、1,183万円でありま

以上、歳出合計は153億5,195万8,000円となり、歳入歳出差引残額は6億7,963万1,000円となりました。これより繰越明許費の翌年へ繰り越すべき財源4,072万1,000円を差し引いた実質収支は6億3,891万円となるものであります。

また、地方自治法及び基金条例の規定により基金への繰り入れにつきましては、財政調整基金に3億2,000万円、減債基金に1,000万円の繰り入れを行ったところであります。残る3億891万円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

272ページです。

歳入、第1款分担金及び負担金2,477万3,000円は下水道受益者分担金及び負担金であります。

第2款使用料及び手数料4億8,945万2,000円はそのほとんどが下水道使用料であります。

第3款国庫支出金2億3,665万1,000円は全額国庫補助金であります。

第4款繰入金7億2,319万4,000円は一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金341万2,000円は前年度からの繰越金であります。

第6款諸収入は430万9,000円であります。

第7款市債3億5,360万円は公共下水道整備のために借り入れたものであります。

以上、歳入合計は18億3,539万1,000円となりました。

次に、歳出、第1款公共下水道事業費の支出済額は8億2,479万1,000円で汚水、雨水管渠の維持管理事業費と建設事業費及び浄化センターの管理事業費と建設事業費などであります。

第2款公債費10億2,053万8,000円は市債の元利償還金などであります。

第3款予備費充用は1件、123万7,000円であります。

以上、歳出合計は18億3,532万9,000円となり、歳入歳出差引残額は6万2,000円となりました。これは全額が繰越明許費に係る財源となるものですので、実質収支では差し引き残額はございません。

次に、290ページの認第3号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入、第1款使用料及び手数料24万3,000円は水道使用料及び給水装置工事検査手数料などあります。

第2款繰入金64万円は一般会計からの繰入金であります。

第3款諸収入は102万4,000円あります。

以上、歳入合計は190万7,000円となりました。

次に、歳出第1款総務費190万7,000円は水質検査委託料などあります。

第2款予備費充用はありませんでした。

以上、歳出合計は190万7,000円で、歳入歳出差し引き残額はございませんでした。

次に、認第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

296ページです。

歳入、第1款国民健康保険税10億2,813万7,000円。

第3款国庫支出金は10億3,133万8,000円。

第4款療養給付費等交付金は4億2,276万8,000円。

第5款前期高齢者交付金は7億9,671万9,000円。

第6款県支出金は1億7,269万1,000円。

第7款共同事業交付金は5億1,697万円。

第9款繰入金は3億1,236万1,000円。

第10款繰越金は7,426万3,000円などであり、歳入合計は43億6,097万円となりました。

次に、歳出、第1款総務費5,228万4,000円の支出の主なものを申しあげます。

第1項総務管理費5,003万5,000円は国保連合会の手数料や負担金などであります。

そのほかについては、第2項徴税費198万1,000円、第3項運営協議会費14万7,000円などであり
ます。

第2款保険給付費は27億9,515万3,000円。

第3款後期高齢者支援金などは4億8,354万6,000円。

第6款介護納付金は2億2,210万8,000円。

第7款共同事業拠出金は4億9,162万7,000円であります。

第8款保健事業費2,379万円は特定健康診査等事業費や保健衛生普及事業費などあります。

第11款諸支出金6,664万2,000円は前年度療養給付費負担金の償還金と寒河江市立病院の保健事業
などに対する繰出金などあります。

第12款予備費充用は4件、1,512万9,000円あります。

以上、歳出合計は41億5,977万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は2億119万2,000円となり翌年
度に繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明
申しあげます。

336ページです。

歳入は第1款保険料2億6,497万5,000円。

第5款繰入金1億2,107万8,000円。

第6款繰越金513万9,000円などであり、歳入合計は3億9,582万4,000円となりました。

次に、歳出は、第1款総務費461万4,000円は、電算システム保守業務委託費のほか事務費であり、
第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億8,056万5,000円は、制度運用を行っている山形県後期高
齢者医療広域連合への保険料と納付金であります。そのほかは健康診査等事業費と事務的経費であ
ります。

以上、歳出合計は3億8,977万9,000円となり、歳入歳出差し引き残額604万5,000円は翌年度へ繰
り越しいたしました。

次に、認第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあ
げます。

352ページです。

歳入の第1款保険料は4億4,762万7,000円で、第1号被保険者保険料は所得階層別に8つの段階
に設定し賦課を行ったものであります。

第3款国庫支出金は7億1,722万7,000円であります。

第4款支払基金交付金8億3,878万9,000円は社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

第5款県支出金4億2,509万5,000円は介護給付費負担金及び地域支援事業交付金などであります。

第7款繰入金5億3,903万4,000円は一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

これらに、繰越金や諸収入などを加えた歳入合計は30億2,176万8,000円となりました。

次に、歳出の第1款総務費8,900万6,000円は、介護予防ケアプラン作成業務などの一般管理費や認定調査費などの事務的経費であります。

第2款保険給付費27億8,537万3,000円は介護サービス、介護予防サービスなどに要した費用であります。

第3款基金積立金3,644万円は介護給付費準備基金への積立金が主なものであります。

第4款地域支援事業費7,074万1,000円は介護予防事業と包括的支援事業、任意事業に要した経費であります。

以上、これらに諸支出金などを加えた歳出合計は29億8,761万4,000円で歳入歳出差し引き残額3,415万4,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

380ページです。

歳入の第1款分担金及び負担金1,438万円は西村山地域4町の負担金であります。

第2款繰入金853万4,000円は本市の介護保険特別会計からの繰入金であります。

第3款繰越金234万5,000円は前年度からの繰越金であります。

以上、これらに諸収入を加えた歳入合計は2,526万2,000円となりました。

次に、歳出の第1款介護認定審査会費2,180万6,000円は、要介護等認定に係る審査判定業務に要した報酬及びその他審査会の運営に係る経費であります。

以上、歳出合計は2,180万6,000円で歳入歳出差し引き残額は345万6,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

388ページです。

歳入は、第1款高松財産区が23万1,000円。

第2款醍醐財産区が22万4,000円。

第3款三泉財産区が31万8,000円で、歳入合計は77万3,000円となりました。

歳出は第1款高松財産区が9万5,000円。

第2款醍醐財産区が18万円。

第3款三泉財産区が16万9,000円で、歳出合計は44万4,000円となりました。歳出につきましては、いずれの財産区とも管理会の運営や財産区林の保護育成などに要した経費であります。

歳入歳出差し引き残額は32万8,000円で翌年度に繰り越しいたしました。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申しあげます。

続きまして、認第9号平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について計数を中心に御説明申しあげます。

初めに、1ページ、2ページの収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は第1款病院事業収益17億2,092万8,000円で、支出は第1款病院事業費用17億7,255万8,000円であります。

次に、3ページ、4ページ。資本的収入及び支出についてであります。

収入の第1款資本的収入は2億4,512万5,000円で、内訳は第1項企業債が1億8,750万円、第2項他会計負担金が5,762万5,000円であります。

支出の第1款資本的支出は2億8,277万9,000円で、内訳は第1項建設改良費が2,970万5,000円、第2項企業債償還金が2億5,307万4,000円であります。

収入額が支出額に対して不足する額3,765万4,000円は損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、5ページ、損益計算書について申しあげます。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億8,121万8,000円となりました。

2の医業費用は合計17億2,566万8,000円で職員の給与費、診療材料費、委託料などの諸経費の費用であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金など合わせて4億3,807万1,000円となりました。

4の医業外費用は、企業債利息など合わせて4,525万1,000円となっております。

5の特別利益及び6の特別損失はありません。

これらの結果、5,163万1,000円が当年度純損失となり、当年度未処理欠損金は6億2,727万1,000円となったものであります。

次に、6ページ。剰余金計算書について申しあげます。

利益剰余金の部、1の欠損金については、繰越欠損金年度末残高5億7,564万円に当年度純損失の5,163万1,000円を加えた額6億2,727万1,000円が当年度未処理欠損金となったものであります。

資本剰余金につきましては、1の国庫県補助金の当年度末残高1億2,716万8,000円に2の他会計補助金の当年度末残高3,400万円を加えた1億6,116万8,000円が翌年度繰越資本剰余金となるものであります。

次の、欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金6億2,727万1,000円を平成24年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、8ページの貸借対照表について申しあげます。

資産の部は、1の固定資産については有形固定資産のうち土地の増減はなく建物構築物、器械及び備品、車両の取得及び処分による増減並びに減価償却累計額の増減により合計額が13億5,497万7,000円となり、これに無形固定資産5万2,000円を加えた固定資産合計は13億5,502万8,000円となりました。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で流動資産の合計は2億5,930万7,000円となりました。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額745万円となり、資産合計は16億2,178万5,000円となりました。

次に、8ページの負債の部であります。4の流動負債は一時借入金及び未払金で合わせて2億500万8,000円となりました。

次に、資本の部は、5の資本金は自己資本金及び借入資本金合わせて18億8,288万円となりました。

6の剰余金については資本剰余金合計が1億6,116万8,000円で、欠損金合計が6億2,727万1,000円となり、剰余金合計はマイナス4億6,610万3,000円となりました。

その結果、資本合計は14億1,677万7,000円となり、負債資本合計は16億2,178万5,000円となりました。

なお、10ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書等を添付しておりますので、御参照くださるようお願い申し上げます。

以上、一般会計及び各特別会計並びに市立病院事業会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○**荒木春吉委員長** 次に、水道事業会計について丹野水道事業所長。

〔丹野敏幸水道事業所長 登壇〕

○**丹野敏幸水道事業所長** 認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、決算書1ページ、2ページの収益的収入及び支出についてであります。収入の第1款水道事業収益は前年度比3.4%減の11億7,872万円で、支出の第1款水道事業費用は前年度比1.6%減の9億2,768万8,000円となったところであります。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出についてであります。収入の第1款資本的収入は2,875万8,000円で、その内訳は工事負担金と国庫補助金であります。

一方、支出の第1款資本的支出は4億8,617万6,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額4億5,741万8,000円につきましては、内部留保資金などで補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書について御説明申し上げます。

1の営業収益は11億1,070万7,000円で給水収益が主なものであります。

2の営業費用は8億3,174万1,000円で、水道施設の維持管理費や人件費などの営業活動に要した経費であります。

3の営業外収益は1,203万5,000円であり、4の営業外費用は企業債の支払利息で5,054万8,000円となりました。

5の特別利益はありませんでした。

6の特別損失は、過年度水道料金還付金や不納欠損金などで557万7,000円あります。

その結果、当年度純利益といたしまして2億3,487万7,000円を計上することができたところであります。

また、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金5,189万9,000円を加えまして、2億8,677万5,000円となります。

次に、6ページの剰余金計算書であります。平成23年度末の積立金は1の減債積立金5,680万7,000円と2の建設改良積立金6億5,524万6,000円を合わせて7億1,205万3,000円となっております。

す。

3の未処分利益剰余金ですが、前年度決算での未処分利益剰余金は3億1,289万9,000円ありましたが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,100万円を積み立てしまして、残りの5,189万9,000円につきましては繰越利益剰余金とさせていただきます。

(3)の当年度純利益2億3,487万7,000円に5,189万9,000円の繰越利益剰余金を加えまして当年度の未処分利益剰余金は2億8,677万5,000円となるものであります。

続きまして、7ページ、資本剰余金であります。1の給付金は増減がありませんで1,399万円であります。

2. その他資本剰余金は資本的支出に充てた工事負担金等が新たに3,018万7,000円発生しましたので、当年度末の残高は29億4,672万3,000円となりました。

3. 受贈財産評価額は増減ありませんで7,312万8,000円であり、翌年度に繰り越される資本剰余金の合計額は30億3,384万1,000円となるものであります。

次に、8ページ。剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度未処分利益剰余金は2億8,677万5,000円ですが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に1億9,400万円を積み立て、残額5,277万5,000円を平成24年度に繰り越そうとするものであります。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

初めに、資産の部であります。年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は、84億8,062万6,000円となります。

(2)の無形固定資産48万6,000円と合わせて固定資産の合計額は84億8,111万2,000円となるものであります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金、貯蔵品で、合計額は11億2,354万4,000円となります。

次に、負債の部であります。3の流動負債は未払金、預り金及びその他流動負債で、合計で1億2,263万3,000円となります。

次に、資本の部であります。4の資本金合計は54億4,935万4,000円となります。5の剰余金であります。剰余金合計は40億3,266万9,000円となります。その結果、資産の部合計と、負債資本の部の合計は左右それぞれ等しく96億465万6,000円となるものであります。

なお、12ページ以降に決算附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

質 疑

○荒木春吉委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質問の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

最初に、認第1号の歳入全部について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 まず市税でありますけれども、昨年度と比べて0.2%ふえているという結果が出て

おります。ただ、その中でも収入未済額、これがやっぱり前年度よりもわずかといいですか、200万円程度ですけれども傾向としてふえているんですね。しかも3億3,900万何がしということは3億4,000万円近くの収入未済額、この金額は非常に大きい数字だというふうに思います。この主な要因といいですか、どういうところが挙げられますか、その辺をどのように認識しておられるかちょっとお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 歳入未済額、繰り越しも含めてだと思えますけれども、その大きさというか、その背景と申しますか、1つは、滞納繰越につきましては滞納繰越分の納税額以上に新たな滞納が発生しております。そして累積している状況にあります。また、これらを時効による不納欠損とならないように滞納処分や納税制約により時効の延長をした結果、滞納繰越額が多くなってきているというふうな状況が1つございます。市税の中で滞納繰越がうかい部分につきましては、固定資産税が1億8,900万円程度、それから個人住民税が現年度分と滞納繰越合わせまして約1億500万円、これが一番大きな数字になっているところであります。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ページを示してということでありましたけれども、私は今、監査意見書、これの10ページで質問しているところです。

今あったように、当然、滞納であるということからはあからさまでありましてわかるわけですけれども、今年度からですか、電話による督促といいですか、収納率を上げるための方策をとるなどということもあったわけですけれども、実際この23年度のこの数字を見る限りでは、電話でのあれなんかは入っていない数字だというふうに思えますけれども、その電話での督促、これらには期待できますか。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 寒河江市納税コールセンターは9月18日から稼働いたしますけれども、さきに天童市のほうでも同じ制度を使いながらしているところがあります。やはり滞納期分をきちっと納めることイコール次にまたその額をふやさない。とにかく現年度分の滞納をふやさないということがまず大きな課題だというふうに思っていますので、納期来てもちよとしたお忘れとか、うちを留守にしたとか、そういうふうな方も相当いるように聞いておりますので、そういう方に対する現年度分の早期の納税について徹底していくことによって、その成果は得られるものでないかというふうに考えております。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 大変御苦勞はおかけすると思えますけれども、やっぱりあらゆる手段を講じてこの収納率アップには努力していただきたいということを申しあげておきます。

もう1点なんですが、我々、たばこを吸う人間にとって非常に今、世間が目がきついいいいますか、何か悪いことをしているような目で見られながらたばこを吸っているわけですけれども、今回の決算を見ますと、22年度と比較して見ても約4,000万円、たばこ税が増額になっているわけですね。これは様相としては、いわゆるたばこそのものの値上げの部分がかなりこれには反映されているのかなというふうに思うわけですけれども、何かの機会に私、申しあげたことがございます。つまりこのたばこ税というのは、本当に何の努力もないという大変ですけれども、黙っていても入っ

てくるお金なんですね。ですから、この4,000万円アップというのは非常に大きい数字だというふうに思います。

何かの機会に私、申しあげましたと今申しあげたのは、昔は市の職員の皆さんも出張する際は市内からたばこを買って自分のバッグに入れて市内にたばこ税が少しでも余分に入るようにという呼びかけがかなりあったように思うんです、前にも申しあげたんですが。我々も出張あるいは視察や何かに行くときは、市内で買って余分なくらいにバッグに詰めて今持っているわけですが、たばこは市内から買いましょうという啓蒙の運動といいですか、呼びかけをやるべきではないかということをお願いしたことがあったんですけども、今回の4,000万円近くの増額には、私が申しあげたような、例えば市報にこれだけのお金が、2億何千万円というお金が入ってくるんだとたばこは市内から買いましょうというような運動、何かの方法でやられたのかどうか。そして、その結果がこれに幾らかでも反映されておられるのか、その辺、ちょっとお聞きして。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 たばこ税につきましては、22から23と比べますと4,000万円程度ふえております。これは、22年の10月に税率の改正があつて40%ほどふえたわけなんですけれども、その関係でふえたものというふうに思っております。

ただ、本数的には約350万本ほど減っているのが現状です。それを20本入りのたばこにしますと、約17万箱ぐらいが減っているようなくあいです。ずっと5年くらい500万本ないし350万本ぐらいが減ってきているような状況にあります。これはたばこを愛煙する方とそれに対する健康の面ですか、そういう面で減っているとも考えられますし、たばこの値上がりで減っているというのとも考えられます。

たばこを市内で買いましょうというポスター等々につきましては、たばこ販売組合があるわけですので、そちらのほうに15万円程度ですけれども補助金という形を出しまして、その中で市内でたばこを買いましょうと店の前にポスターですか、チラシというんですか、張ってなるだけ寒河江で買いましょうというふうなことにしているようであります。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ぜひ市内から買いましょうという運動を今後もぜひ続けていただきたいと思います。これは税務課だけでなく寒河江市全体としてこういった運動を何回も何回もやることによって、よそから買うのであれば、今、自動販売機があるんでどこでもたばこなんか手軽に買うんですけども、その辺がいわゆる目のつけどころとして、非常に財政が厳しいわけですから、少しでも潤いになるように市内から買いましょうという運動を、これは販売店だけでなく、たばこ販売店のためではなくて、いわゆる寒河江市として非常に大事なものかなと思います。これらに対しても市長あるいは副市長がお考えあれば、ぜひ運動の私が申しあげているものにどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたい。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお話しありましたが、たばこ税の収入というのは、他の税、いろいろあるわけですが、それに比較をいたしまして徴税努力という面ではそれほど努力を、全然ないわけではありませんが、そういう少ない部門の税収にはなっているわけですが、全体として今はどちらかというと健康面での影響ということが強く言われて、愛煙家の方もだんだん減って

きているということでありますが、そういった意味で税収という観点からすれば、できるだけ市内で購入していただくということが我々にとってもありがたいお話でありますので、先ほど課長が答弁しましたけれども、組合もありますからそういったところで十分話し合いをさせていただいて、何かできることがあれば、そういった方向で啓発をしていくということも必要かというふうに思います。

○荒木春吉委員長 休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○荒木春吉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 予算書の66ページ、主要な施策の成果に関する説明書の5ページに関係してお尋ねをしたいと思います。

特に主要な施策の関係の5ページ、市税の推移、これ平成19年度から23年度まで平成19年を100としての比較がそれぞれ出ています。そういう中で市のいろんな税収を上げるための施策が展開されているわけでありまして。そういう中で実際どういうふうに効果があるのか、どういう効果があらわれているのかということ进行分析をする必要があるんだと思います。そうしたときに、19年度を100として5年間、23年度を見ればずっと下がっていて、固定資産税の家屋の分だけが上がっているわけでありましてけれども、この5年間でもずっと下がってきているんでなくて上がり下がりもあります。しかし、全体的にこういうふうに落ち込んでいるという状況であります。

そういう中で寒河江市では雇用の場、あるいは税収を上げるために工業団地をこの間、ずっとやってきて第4次まで進んでいるわけです。そういう中で工業団地をつくって、そして企業誘致をしながら寒河江市にとってどれぐらいの税収があるのかということ进行分析などを実は議会というのはして、政策的にどうなのかということを検証しなければならないわけですがけれども、もちろん、100人委員会というのもあってそれぞれの施策を検証するわけでありましてけれども、トータル的にやっぱりしながら、企業誘致をするために逆に言うと、低工法、農工法などで税の減免あるいは土地を取得するために市のほうで支援もやっています。そういうふうなことをしたプラス・マイナスの結果、これだけ雇用の場が確保されたり、税収が上がったりというふうなことをしないと、政策は政策でしてどこがどれだけ効果あるんだか、あるいは逆に言えばマイナス的な施策をやっているのかもしれない。そういうことを検証するために決算書の中でそういう部分が事務方として、当局としてそういうことを分析できるデータを持っているのかどうか、あるいはまたそういうふうなことについて市当局として検証したときはあるのかどうか、まず教えていただきたいと思えます。

○荒木春吉委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 お答えしたいと思います。

まず、データを持っているかどうかという御質問でございます。たしか平成19年の一般質問の折に出させていただいたデータがあったというふうに記憶しておりますけれども、今ちょっと手元にその当時の資料、持ち合わせておりませんので、その点に関しましては後ほどお示しをすることは

可能なんです、いわゆる近年の、最近調べ上げている積み重ねたデータというものは、実は持ち合わせておりませんので、そこは今後、十分検証するための一つの手だてとしてそういったデータも駆使させていただくというような方向で検討させていただきたいというように思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 やっぱり市の施策をやっていること、この是非、あるいはもっと改善すべきことがあるのかどうかということなどを決算議会を通じて検証するというのがこの決算議会の重要な意義だと思うんです。予算委員会というのは、これからつくることが争点、決算というのは実際やった、現実に終わったことを検証し合うわけですから、そういうことがないというと、議会での決算審査といっても全く形式的なものになりはしないかという思いがあります。

したがって、この前、本会議の一般質問でも申しあげましたけれども、寒河江市議会基本条例をつくって、議会はそういうことをきちっと検証していくんだと、そういうふうに議会自体が変わっていくんだということを市内外に表明をし、議員自身もそういう自覚を持って今議員活動をしています。

ところが、そういう気持ちだけ私どもがあっても、当局が実際行政を執行しているわけですから、それらのデータが示されないということ、利用させていただけないということ、私どもは的確な、科学的な、客観的な検証はできません。したがって、まずそれに協力してもらおうということと同時に、そういうことができるような資料を常々つくっておいていただきたい。これが今日的、あるいはこれからの議会と執行部との関係だと思います。そして、それが市民のためにきちっとやっていく行政の姿だというふうに思いますので、最初の段階でありますけれどもそういうことをお尋ねをしたいと思います。当局の責任者から見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的なお尋ねかと思いますが、まず申しあげたいのは、我々は議会と執行部ということで、お互いにそれぞれの市民福祉の向上のために切磋琢磨しながらさまざまな効果のある施策を実施していくということで進めてきているわけでありますから、その中でいろんなお互いの議論を深めていく。そして、効果のある取り組みというものを進めていく中で、いろんな検証をしながら、さらに実効性のある施策を展開していくためには、過去のいろんな事業の実績というものを評価をしながら進めていくということは、大変重要なことだろうというふうに思います。そういった意味で議会の基本条例というものを今回、7月から施行されているということでありますから、そういった議会の中での議論を深めていくためのいろんな資料などについても、議会として執行部のほうに必要なものについては求めていただく。我々もそれに応えていくということでさらなる有意義な議論展開になればというふうに思っているところであります。

ただ、すぐないのかと言われても、今、もちろん手持ちはないということにお答えする場合もあるかもしれませんが、あらかじめそういうものを全体として資料の要求ということであれば、それは我々としてもできる限り、お応えをしたいというふうに考えているところであります。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 はい、わかりました。ぜひそういうふうにお願いをしたいというふうに思います。

それで、企業誘致、どんどんされていて工業団地もああいうふうに塞がってきています。そうしたときに、単純に私はわからないからお尋ねをするんですが、純然たるこちら寒河江で本社を構え

てやるという場合と、現地法人にして本社なり親元が市外にあるという場合などとの市に落ちる市民法人税などのさまざまな税の関係でいろいろあるんだと思います。そういう中では現状、どうなっているのか、そこら辺の関係、細かいデータでなくていいです。状況としてどういうふうになっているのか、この辺をお聞かせをいただきたいと思います。一般的に市民感覚では、来さえすれば、全部、オール入っているんだというふうな思いもあるわけでありますけれども、そこら辺の現状がどうなっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。細かいデータまではいいです。後で分科会や何かで聞くようにしますので。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 法人市民税関係と思いますけれども、こちらのほうに現地法人とか、あるいは地元の会社がということでありましたけれども、こちらにある法人、支店、営業所、さまざまありますけれども、基本的にはそこに持っている資本金、あるいはそこに勤めている従業員の数等々で法人市民税の均等割が決まりますし、あとはこちらのほうに支店とか営業所がある場合は、法人所得税のそれを人数で案分した分が寒河江市のほうに入ってくるという状態でございますので、現地法人とか、あるいは地元の企業という関係は、法人市民税のほうではないというふうに理解しています。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回の答弁の補足をちょっと申しあげますが、その企業によって大分違ってきますが、例えば全国的に大きな企業で、なおかつ毎年、相当の利益を上げているような企業の場合は、具体的に寒河江市内にもそういう企業が何社かありますけれども、端的に申しあげますと、例えば曙ブレーキとか、全国規模の会社で優秀な収益を上げている会社については、本社そのままの法人の分工場という形になりますと、当然曙ブレーキの例で申しあげますと、本体のほうの収益についての人数割といたしますか、そういうものが来ます、これは法人税のあれも全てですけれども。そういう極めて全国的に優秀な企業の場合、現地法人にしますと、それは現地法人のみの法人税の割も従業員の割も相当の差がつく場合の例もありますので、一応補足だけ。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 244、245ページの関係です。

小学校の給食の調理業務の民間委託の関係です。それで、この関係で調理師さんが3つの学校で8人いらっしゃって市内の人、2人なんだそうですけれども、それで身分が1年契約の正社員ということなんですね。そして、繰り返し1年で切れてまた採用、また1年で切れてまた採用ということが続いているようです。そして、寒河江市内の中でも最高5年、そういうふうになっていると。

これは労働契約法の第17条の2項に抵触する心配があるんで、状況としてどうなっているのか、あるいはそういうことについて教育委員会でどういう認識を持っているのかもお聞かせをいただきたいんです。

それで、もちろん、寒河江市から調理業務の委託が単年度で1年間ずつの契約だというと、受託業者も寒河江市から1年間きりその仕事をさせてもらわれないわけですから、1年というのは期限付きの雇用というか、調理師さんを雇うということもあり得るんだというふうに一つの解釈として成り立つんですけども、今、寒河江市ではずっと債務負担行為の5年間の契約、長期契約でなくて債務負担行為を起こす中での5年間の契約をしているわけですから、5年間は従業員を市との関係で職場はなくなるわけではないわけですので、1年切りしているということは極めて問題あるなというふうに思うんです。そこら辺の実態と状況とどういうふうに対応されているのか。対応の部分がまだ不十分だとすれば、今後の考え方なども含めて教えていただきたいんですけども。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

調理師の採用云々については、以前の議会でも川越議員から御質問があったということで、基本的には従業員の採用にかかわっては基本的には会社の方向だろうと、こういうことで、私たちは業務を委託しているということでありますので、その職員の採用云々についてはなかなか踏み込めないというところが実態だろうと思っております。

ただ、実際調べてみますと、やっぱり今議員が御指摘のような1年契約でということなわけがあります。いろんな労働法とか契約法とか何かさまざまあって、その中でも1年契約の更新する場合はどうのこうの、複数年になった場合については30日前からどうのこうのという約束があるようでもありますので、私たちもそこはきちっと会社の中でも守ってもらっているんだろうというふうに思いますけれども、私たちとしても、それは従業員がやっぱり継続して安定して働けるように契約が更新になったときには会社のほうにもぜひ継続した採用をお願いしたいと。それから、できれば寒河江市に在住している方を採用していただければありがたいというようなお願いはしておりますけれども、基本的には向こうの問題なので、なかなかお願いというレベルを超えることができないというのが今のところの私たちの捉え方であります。

ただ、基本的には法的にも決められたものをきちんと守られているということが私たちにとっても大事なことでありますので、このことについては会社といろいろ確認をしながらやっていきたいというふうに思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 寒河江市と5年間の契約をしているわけですから、受託業者と。小学校の調理業務の民間委託ということで契約書では5年間しているわけです。議会にかかっているのは5年間です、債務負担行為を起こしていますから。その中で1年切りというのは、さっき申しあげたように、労働契約法上、問題なんですよということで、確かにそれは受託業者とそこで働く調理師さんの問題です。しかし、寒河江市立小学校の中の学校給食の調理業務という場面において、法に抵触するようなことは看過してはならないんでしょうと私は思うんです。

したがって、きのうの本会議でもその部分は教育委員長からも回答いただいていますけれども、ぜひそういうふうなことを、向こうの問題だとしなくて、市の学校の中で起きているということで

きちんと認識してほしいというのできのう言って、そいつは捉えてもらったというふうに思っていたものだから、問題ないように対応していただきたい。まず、そういう事実があるのかどうなのかから聞いていかなきゃないんだけど、23年度、そこで働いている人が1年契約という形になっていたのかどうかから確認していかなきゃならないんだというふうに思いますけれども、事務方から調べてもらって返事もらっていますので、ぜひそういうふうなことをやっていただきたい、対応してほしいというふうに思いますけれども、教育長の見解、改めてお尋ねいたします。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 決して私たちのやっている仕事は法に違反してはいけないわけでありますので、そのことについては会社のほうにもきちんとそれにのっとってやってもらうようお願いをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 お願いだけでなく、行政として委託をしている、本来市の学校の給食の場面ですからちゃんと言わんなね。お願いでないんです、それは。その認識を、法に抵触するようなことを直してもらうにお願いという筋というものではないというふうに思いますので、答弁要りませんけれども、そこはきちっと受けとめていただきたい。お願いしたけど聞かなかったというので済む問題でないというふうに思いますので。答弁は要りません。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 給食に限らず基本的には契約行為でありますので、委託者と受託者とそれぞれが法にのっとってそれぞれの責任で対応するというのが基本的な原則であります。そうですから、今のお話のような形で一方的に市のほうで委託するほうの力がどちらかといえば強いわけですので、その強い権限を利用して、契約書上の強い権限を利用して受託者側に押しつけるような行為は、それは対等の契約とは言えないような状態にも陥りますので、その辺に配慮をしながらきちんとした対応を教育委員会初め市としてもとってまいりたいと思っております。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 市の発注者側の権利で押しつけろということは全然思っていないし、そういうことを言っていない。教育長は、受託業者とそこで働く人の雇用の関係ですけれども、学校の給食現場では法に抵触するようなことはあってはならないということ、したがって、ちゃんとしてほしいというふうをお願いをしたいということだったんです。だけど、お願いというよりも、これは法に抵触するようなことはないようにしてほしい。ちゃんとお願いと筋でなく、押しつけなんてもちろん言っていないというふうなことを申しあげていますので、教育長は受けとめてくださっているというふうに、現場はそこだというふうに思いますので、そんで違うんだったら教育長から見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 今、委員がおっしゃったようなことは、市のほうの権限、特に労働法制の権限はちゃんと労働局のほうでやっているわけですので、その管理監督に基づいてきちんとした対応をとってもらうような受託業者、委託業者、市のほうはもちろんですけども、そういう形で法を遵守していくといえますか、そういう形で物事に対応してまいりたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 確かに契約者は寒河江市長とそれから受託業者との契約です。しかし、小学校の学校給食の調理業務というのは、確かに市長と契約してはいますが、教育委員会で実質的にはなされているんじゃないの。そうでなくて、小学校の学校給食の調理業務の民間委託についても市長部のほうで対応するというふうに今の副市長の答弁からするとそういうふうに理解しているんです。私はそうでなくて、実質的な部分は教育委員会のほうで対応されているんだという認識をしておるものですから教育長にお尋ねをしているんです。市のほうで直接しているんだかどうかだけ教えてください。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 契約のあり方の基本のお話を申しあげたものでございます。別に現場の対応、その他について申しあげたつもりはありません。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 したがって、私は最初から基本的なことは基本的に市長と契約しているというのはわかっていて、小学校の調理業務の民間委託というのは、教育委員会でしているんであろうというふうに思ったから教育長にお尋ねをしながら、教育長の見解もわかったんであと答弁要らないけれどもそういうふうにしてほしいと言ったのに対して、改めて副市長のほうから発言されてきたから申しあげたんです。わかりました、教育委員会のほうで対応しているということは。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。國井委員。

○國井輝明委員 先ほどの本会議中、内藤議員の質問と関連で気になった点、ありましたので1点だけ単純にお伺いさせていただきたいと思います。

今回水道料金の基本料金の値下げに関してですが、13口径と20口径のところ、一般の御家庭のところになると思うんですが、ほぼ寒河江市の水道を利用する9割に当たるとは思いますが、その大体平均的な年額といいますか、水道料金、どのくらいであって、また一番大型であれば150ミリなんですかね、多分企業とかそういったところになると思いますが、その150口径使用している企業の方だと思うんですが、年間の水道料金、どちらの企業で一番高く支払ってくださっている方と言っていいのか、どこなのか、その比較なんかを教えていただければと思います。(「簡水」の声あり)失礼しました。10号でお伺いします。

○荒木春吉委員長 済みません。認第3号は簡易水道会計のあれですから。(「間違いました」の声あり) そのときお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 これもどういうふうにか、決算書のところでこうということではなくてページ

的に示すことできないんですが、介護保険の介護サービスを受けた場合に所得申告での医療控除になる部分があります。

ところが、これがケアマネジャーがケアプランをつくってそのサービスを提供する事業所に対して、これは医療行為の部分と医療サービスの部分ということをしてやらないと、同じサービスをしてその事業所からは出される領収書なり、サービスを受けた使用料の領収書の中に記載ならないんです。総額はなりますけれども、医療控除になる部分の金額の表示が出てこないという問題があります。現実には、これは23年度でなくて24年度になってからでありますけれども、私が直接そういう場面をお聞きをしまして、福祉のほうに行ったら、これは福祉では直接的にわからないと。そのサービスを利用している人がケアプランをつくってもらって、ケアプランを作成した人がサービスを提供する事業所にその旨の連絡、通知がきちとなっていないとその部分が出てこないということがあります。したがって、こういう部分が23年度に存在しているかどうかということは確認をしたことがあるのかどうか。

そして、23年度にそういう手続のミスからしてサービスを利用した人が確定申告の際に医療控除の請求をしていないという場合には、事後にその部分の救済というのがあるのかどうか。あるとすれば、どういう内容になっているのか教えていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 税控除といいますが、所得税、市民税の申告というふうに理解をしますが、委員がおっしゃるように、医療費控除、いわゆる所得控除につきましてはそういうことになっているのも事実ということで承知しております。

ただ、委員がおっしゃる23年度はどうだったのかという点については、私どもでは承知しておりません。ただ、いずれにいたしましても、その状況によって医療費控除になる場合とならない場合というのは当然あることではあります。結果的に本来は医療費控除で受けられるものを受けられないということについては、大変制度上の問題だと思いますので、これにつきましては我々も介護事業者、委員がおっしゃるケアマネジャーの方も含めてですがそのようなことのないように、あるいは制度の普及については今後ともそういう機会がありますので広めていきたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 今御答弁いただきましたけれども、お尋ねしたいのは、もちろん、23年度のやつは調査をしていないとか、わからないということで、だとすれば、例えば23年度もそういう手違いでなっていたんだということで、制度上、もうないんだと。23年度の事業所から発行された領収書は、実はその中には医療控除に該当する部分もあったということで直しということは、制度上、できるのかできないのかということが1つだったんです。

もう一つは、そして、証明書の領収書の発行が間違っていたということで出された場合に、所得税や市民税の修正的なやつが制度上、できるのかできないのか、この2つです、まず質問。

それから、お願いしたいのは、先ほど健康福祉課長答弁されていますけれども、ケアマネジャーなんかも含めて、控除がちゃんと間違いなくしてもらってさんなねようにさらに徹底したいという部分は、今後の取り組むべきことで、それはそのとおりだというふうに思いますけれども、私が聞いた、さっきの2つの部分、制度上、どうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

- 船田一彦** 税務課長 医療費控除として証明できるものがあるとなれば、更正請求はできますので、書類を整えた上で相談に行くこと、及び還付請求については可能というふうに考えております。更正の請求は5年になったはずだと思っています。
- 荒木春吉** 委員長 川越委員。
- 川越孝男** 委員 先ほど2つお尋ねしていたのを1つは答弁ありましたけれども、もう一つの部分、答弁ありませんのでお聞かせをいただきたいと思います。
- 荒木春吉** 委員長 那須健康福祉課長。
- 那須吉雄** 健康福祉課長 証明書については、委員御存じのように、介護保険制度の部分についての領収書の様式は、介護保険料、それから医療の控除についても欄が同じのようになっておりますので、御承知かと思っておりますけれども。
- 荒木春吉** 委員長 川越委員。
- 川越孝男** 委員 課長、ごめんな。私が聞いたのは、そういうので23年度のやつはもう終わっているんだけれども、23年度でそういうケアマネジャーらがサービスを提供する事業者への説明が、連絡が不徹底で、本当は医療控除なるんだけれどもその部分がなかったために数字的に出ていないと。しかし、それは連絡の不備だったんだということがわかった場合に、今、24年度ですから23年度のやつも変更もできるんですかと、制度上。できないんだとすれば、そういうふうな形で事務方の手違いでなった場合には、サービスを受けた人の責任でないわけですから、その部分でお尋ねをしているんです。23年度の部分でのそういうふうな修正というか、できるんですかと、事業所とケアマネジャーの間でこれは間違いでしたということのできるんですかというお尋ねなんです。
- 荒木春吉** 委員長 那須健康福祉課長。
- 那須吉雄** 健康福祉課長 大変失礼いたしました。私が答えたのは、様式が同じなものですからそういうふうに理解していただけるのかなということでお話ししたのですが、その医療費控除あるいは介護の控除自体が、我々としてはその領収書の中に正しく記載されているというふうには思いますが、委員からありましたように、そういうことがないのかということでございますので、これについては先ほど申しあげたとおり、ケアマネジャー等の会議の中でなお徹底をしていきたいと思っております。
- 荒木春吉** 委員長 川越委員。
- 川越孝男** 委員 わかったのよ、それはわかったけれども、23年度のやつで手違いでかかった証明していなかったけれども、24年度になってから調べたら、それは間違いでしたというふうなことで変更してもらえるんですかということを知っているんです。それは制度上、できないのか、できるのかの2つきりないと思います。
- 荒木春吉** 委員長 那須健康福祉課長。
- 那須吉雄** 健康福祉課長 先ほどお答えしたのは領収書の中身の問題ですので、これについては私のほうでももう一度、調査をしたいと思っております。
- 荒木春吉** 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 認第6号に対する質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 すみません。ここではなくて本来であれば一般会計の第4款で聞くべきことだったのかもしれませんが、意見書で言う13ページのところになりますけれども、寒河江市のほうから5億8,000万円の繰出金、病院にとっては繰り入れになると思うんですけれども行っております。23年度は予算では5億円でしたが、決算としては5億8,000万円となりました。24年度も今のところ、予算では5億円と出ておりましたけれども、今回この意見書を拝見させていただきまして、入院の患者数が14.4%の減少及び外来の患者も9.5%減少ということで、経費の削減だったり、あるいはアクションプランをやっているというのはわかっております、理解はしておりますが、一番の大もととなる数字が14.4%減少だったり、9.5%減少となると、市から見れば、これ以上の繰出金がどうしてもしばらくはまたふえざるを得ないのではないかなと思うんですけれども、この件につきまして、市長のほうは、これ以上の繰出金が出たとしても、これはしようがないと、自治体としては支えなくてはいけないと思って、今後、もしふえたとしても認めていくという言葉も変ですが、仕方なしと思って出されていくのでしょうか。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ここ数年、多額の繰出金を出しているわけでありましてけれども、何回もいつも申しあげているかと思いますが、市民の公的な病院でありますから、当然のことながら市民の命、安全を守るという観点からして民間の独立採算制の病院に比べれば、不採算部門というものを抱えているというのはやむを得ないところであります。そういったことで繰り出し基準というものを国のほうで示している、それが大体3億円ぐらいだと、こういうふうになっているわけですね。

そういうことで、寒河江市の場合は大体倍近く繰り出しているということでもあります。市の財政全体から見ますと、大変多額の繰り出しを毎年続けていくということについては、なかなか市民のための病院でありますから、ある程度の繰り出しは御理解をいただけるというふうには思いますが、やはりこれが毎年6億円ということになると、なかなか御理解をいただけなくなるというふうには我々は思っているところでありますし、財政上からも大変多額の繰り出しということになろうかと思えます。

そういった意味でアクションプランなども計画を実施に移すという形で、一般質問でも太田議員のほうにもお答えを申しあげましたけれども、具体的に収入を確保していく、上げていく算段というものを進めながら、それが市民のニーズにも応えていくような展開ということを含めて収入増を図るような施策というものを進めていきたいというふうには思います。それが市民の全体のニーズに沿うような病院の運営につながっていくというふうには我々は思いますし、今回の場合は、御案内のとおり、山大医学部、県のほうとも連携を密にしてアクションプランを策定をしたということもありますし、そういった意味で実現性の高いプランだというふうにも思いますから、できるだけ早く計画を実施に移していきながら、我々としては繰り出し額をできるだけ少なくして、それが市民のニーズに答えていくことにつながっていくというふうにはしていきたいと思っているところであります。

す。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 大変厳しい状況があるわけですが、そうした中で今後、アクションプランに沿ってというお話がございました。これとてもまたそれなりにまた難しさ、条件の厳しさがあるんだろうと思います。

そこで、先ほど何かの機会に、全国自治体病院協議会というものがあるそうではありますが、そこでは時折1年に1回ぐらい研修会なんかあるようではありますが、去年、私と川越委員と遠藤委員と参加してまいりました。議員の私たちも参加することは意義があるというふうに思いますが、それよりもむしろ病院の担当者あるいはそれにかかわる職員の皆さんがそこに行って研修をなさる。そして、全国で非常に厳しい病院経営の状況があるわけですが、結構成功例なんかもあるんですよ。そうしたことを研修することも、特効薬にはならないかもしれませんが、一つの方法を学ぶということでは意義があるというふうに思いますので、ぜひそうしたことに参加をして、職員の皆さんが参加できるような体制をとっていただければなというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○荒木春吉委員長 安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長 ただいま内藤委員のほうからありました件につきましては、大変大事なことだと思っておりますので、事務室の中とか、いろんな意味で担当者、あと病院の職員の主だった人なんかもぜひ参加するという方向で十分検討してみたいというふうに思います。

○荒木春吉委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 事務局の職員の皆さんも大変な仕事の状況もあるというふうに思いますけれども、いろんな形で経営の方向について示唆なんかもあるというふうに思いますので、そうしたことをぜひ取り入れていただきたいということをお願いしておきます。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 前にも申しあげているんですけど、なかなか難しいのかなというふうにも思うんですが、病院長から率直に病院の経営立て直しの関係で、それぞれ改革プランをつくったりなんかやっているんですけど、前に市長にも申しあげたことがあったかと思うんですが、病院長から率直にみんなで頑張るんですけども人事の関係、特に安食事務局長は頑張ってくれているから安食事務局長云々というわけでないから聞いてください。

病院のスタッフはずっとプロ集団がいると。そこに事務局が市長部局から入ってくるんだと。そして二、三年で戻っていくんだと。病院経営なんていうのは特殊で本当にプロ意識で頑張らないとだめのよと。そして、事務局長来てもまず理解するに1年はかかるんだと。どんな職場でも人事異動あって皆さん、おわかりだと思いますけれども、特に病院なんていうのは特殊だということで、少し集中的にやれるようなことをする中で病院の立て直しというのは必要でないかと院長から提起されたことがあります。そして、こういうことを議会でも申しあげたこともありますけれども、もちろん、これは管理職、全体的には職員の人事というふうなことも絡めて組合との意見交換も必要であろうというふうに思いますけれども、私も見ていてごもっともだなというふうに思っています。院長からの提言は。

したがって、こういうことについてすぐできるのかできないのかもあるし、また人事というのは

市長が持っているわけでありますから、十分なコンセンサスを内部で得た中でそういうふうなことも、何か外部の何かでできないんでなくて、内部で決断さえすればできる案件でもあるなどというふうな思いを私はしています。したがって、こういう厳しい時期でありますので、本気になってみんなで力を合わせてやっていくという総合力を発揮するということからして、このことも極めて重要な案件の一つだなどと思いますので、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越委員からは事務方というんですか、職員、もう少し長く勤務してぜひ専門的な部門で活躍してもらえるように経験を積んでほしいというような、そのために人事的にも配慮すべきではないのかというような御意見であります。一般的に人事、同じ職に長く勤務をするというのはいいところもある。先ほどおっしゃったように、1つを専門的に経験をしてプロ化するというんですかね、というところもありますし、また逆にそれが1つの弊害になるというところもあるわけであります。

そういった意味で、例えば病院の現在の経営状況を打破していくための知恵というんですかね、そういったことを考えれば、逆に言えば新たな観点からの切り口という発想も必要な面もあるのではないかというふうに思います。そういった意味でできるだけ専門的なノウハウも蓄積をしながら大胆に新たな視点からの収益増、病院の改革を断行していくような、そういう人材の登用ということであれば、我々もいろんな面で限られた人材でありますけれども、その中からぜひそういった職員を登用していくということで進めていくということで考えていきたいというふうに思っているところであります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。國井委員。

○國井輝明委員 先ほどは大変失礼いたしました。先ほどの続きになりますが、一般の御家庭に配慮するような形で基本料金の値下げという形になっております。そうしたときに、先ほど言いました150ミリの口径を使用している企業等々に対しては、特に配慮しないわけでもないですが若干そちらのほうに頼るような形での今後、運営といいますか、なるのかなというふうに思っています。私はいませんが、そうでもないとは思いますが、とりあえず今後、資金残額といいますか、これまで多くいただいた分、それを還元するような格好だと思いますが、減ってきたときにはまた同じような議論といいますか、されるかというふうに思っております。そういった面で150ミリの口径を使用している方、企業といいますか、基本料金も高いわけですが、年額といいますか、最高額ではどういった企業の方といいますか、どれぐらいの料金を頂戴しているのか、一般の御家庭と比べてどの程度の差額といいますか、年間でもし比較できるような数値なんかありましたら、御答弁いただきたいというふうに思っております。

○荒木春吉委員長 丹野水道事業所長。

○丹野敏幸水道事業所長 年額最高額の企業ということですが、個別の数値になりますのでちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、ただ御質問のお答えになるかどうか分かりませんが、150ミリの平成23年度の口径別の月平均調定件数から調べた数字なんですけれども、月平均の使用水量は約2万4,900立方メートルという数字になっております。以上です。

- 荒木春吉委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤委員。
- 佐藤良一委員 水道会計におきましていろいろとメーターを購入するわけですが、談合問題あってからいろいろ難しい問題もありますけれども、寒河江市の水道、23年度のあれで27ページにあるわけでありまして。2社からメーターを購入しておりますけれども、そのときの入札参加業者は何社ぐらいあったのかどうかであります。
- あと、4月1日、2つ、布設管理業務と自家用発電の安全保守を点検されておりますけれども、これは随契なのか、やはり入札なのか、この2点をお願い申し上げます。
- 荒木春吉委員長 丹野水道事業所長。
- 丹野敏幸水道事業所長 最初の量水器の入札の指名業者数ということですが、23年度は6社指名しております。
- あと、済みません。発電機の購入方法、ちょっと資料を持ってこなかったもので、申しわけございません。
- 荒木春吉委員長 佐藤委員。
- 佐藤良一委員 発電機じゃなくて、23年4月1日に水道施設維持管理業務委託と同じく23年4月1日の自家用発電機工作物保安管理業務委託を入札ですか、委託ですかというのを聞いたんです。もし入札なら何社なのか、随契なのか、それだけなんですけれども。
- 荒木春吉委員長 丹野水道事業所長。
- 丹野敏幸水道事業所長 指名競争入札だったと思いますけれども、ちょっと指名業者数、何社か資料を持ってきておりません。申しわけございません。
- 荒木春吉委員長 佐藤委員。
- 佐藤良一委員 所長さんも今年度から就任していると思われましてけれども、やはりその辺も、昨年は地震ありましていろいろと自家発電機だの何だのというのも新しく発電機も購入しているわけがありますし、その辺も委託していると思われましてけれども、去年、作動したのは何回ぐらいあったのかなと私なりに思っているんです。4月なのか、地震もありましたけれどもその辺の稼働率などわかりますか。
- 荒木春吉委員長 丹野水道事業所長。
- 丹野敏幸水道事業所長 ちょっと確認しておりません。
- 荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。佐藤委員。
- 佐藤良一委員 寒河江市には井戸水源地のありますけれども、そこに対して塩素だか何とかを入れます。当然幸生も田代もそのように消毒というか、やっております。その会社は1社なのか2社なのか、入札何社だったのか、どのくらいの量を使われているのか、わかったらお知らせ願います。
- 荒木春吉委員長 那須副市長。
- 那須義行副市長 具体的にかなり細かい数字でありますので、後日、分科会がございまして、分科会の中で今質問の手元になかった資料の分についてはきちん調べましてお話を申しあげて、御理解を得るような形をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 荒木春吉委員長 佐藤委員、了解ですか、分科会できちんと答弁するそうです。（「はい」の声あり）
- ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○荒木春吉委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、認第8号
厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第9号
建設経済分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第10号

散 会

午後2時02分

○荒木春吉委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。